

第81回

定時株主総会 招集ご通知

目次	
● 招集ご通知	01
● 株主総会参考書類	
第1号議案 取締役9名選任の件	03
第2号議案 監査役2名選任の件	09
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	11
(添付書類)	
● 事業報告	12
● 連結計算書類	31
● 計算書類	34
● 監査報告書	37
インターネットによる議決権行使のご案内	42



2021年6月29日
(火曜日)
午前10時



東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館 202号室

本年は、会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会日時点でのご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、感染拡大防止の観点から、極力、書面・インターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

株主総会における混雑緩和や、接触感染リスクの低減を図るため、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

太平電業株式会社

証券コード：1968

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地

太 平 電 業 株 式 会 社

代表取締役 野 尻 穰
社長執行役員

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請され、この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、**本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月28日（月曜日）午後4時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。**

郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

インターネットによる議決権行使の場合

42頁から43頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日	時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場	所	東京都千代田区神田錦町三丁目28番地 学士会館 202号室 ・ 本年は、会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないよう ご注意下さい。 ・ 感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。 そのため、お座りいただけない場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 会議の目的事項	報告事項	(1) 第81期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第81期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。)
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国後、14日間が経過されていない方は、別室に誘導させていただく場合がございます。なお、海外から帰国後、14日間が経過されていない方は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 株主総会における混雑緩和や、接触感染リスクの低減を図るため、**株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。**
- 招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taihei-dengyo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類には、当社ウェブサイトに掲載の上記書類も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.taihei-dengyo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



- 生年月日
1959年1月29日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
18,000株

候補者
番号

1

の じり じょう
野 尻 穰

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3 月	当社入社
2007年 7 月	当社補修部長
2008年 4 月	当社執行役員補修部長
2009年 6 月	当社上席執行役員工事本部副本部長兼補修部長
2012年 4 月	当社上席執行役員工事本部長
2012年 6 月	当社取締役上席執行役員工事本部長
2013年 4 月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由

野尻穰氏は、上記略歴等のとおり、豊富な経験を有しており、当社グループの重要な経営課題に対して、迅速・果敢に取り組み、成果を収める識見と指導力を備えており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1955年9月3日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
14,300株

候補者
番号

2

たけ した やす し
竹下 康司

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社
 2005年 3月 当社川崎火力建設所長
 2009年 6月 当社執行役員建設部長
 2012年 4月 当社工事本部副本部長兼建設部長
 2013年 4月 当社上席執行役員工事本部長
 2013年 6月 当社取締役上席執行役員工事本部長
 2017年 6月 当社取締役常務執行役員工事本部長
 2018年 4月 当社取締役常務執行役員工事本部長兼東日本統括
 2020年 6月 当社取締役専務執行役員工事本部長（現在）

取締役候補者とした理由

竹下康司氏は、上記略歴等のとおり、主として工事部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1958年3月5日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
21,850株

候補者
番号

3

つる なが とおる
鶴長 徹

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 当社入社
 1991年10月 当社豊洲事業所（新東京火力）解体撤去工事建設所長
 2005年 1月 TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC.取締役上席副社長
 2008年 4月 当社第二営業部長
 2009年 6月 当社執行役員営業本部副本部長兼第二営業部長
 2014年 6月 当社取締役上席執行役員名古屋支店長
 2017年 4月 当社取締役上席執行役員東日本統括
 2018年 3月 (株)日本機械製作所代表取締役社長
 2019年 6月 当社取締役常務執行役員技術本部長（現在）

取締役候補者とした理由

鶴長徹氏は、上記略歴等のとおり、海外部門、営業部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1963年5月15日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
9,200株

候補者
番号

4

くさ か しん や
日下 慎也

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 3 月	当社入社
2007年 7 月	当社名古屋支店営業部長
2010年 4 月	当社経理部長
2014年10月	当社執行役員経理部長
2017年 4 月	当社執行役員総務管理本部副本部長
2017年 6 月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長
2018年 4 月	当社取締役上席執行役員総務管理本部長兼経理部長（現在）

取締役候補者とした理由

日下慎也氏は、上記略歴等のとおり、主として財務部門において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1964年9月8日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
4,900株

候補者
番号

5

い とう ひろ あき
伊藤 浩明

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 3 月	当社入社
2007年 1 月	当社新名古屋火力8号系列電装建設所長
2014年 4 月	当社補修部長
2015年10月	当社執行役員工事本部副本部長兼補修部長
2017年 4 月	当社執行役員東京支店長
2019年 6 月	当社取締役上席執行役員東日本統括兼工事本部副本部長
2020年 6 月	当社取締役上席執行役員営業本部長兼電力事業本部長（現在）

取締役候補者とした理由

伊藤浩明氏は、上記略歴等のとおり、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1961年11月24日生
- 取締役会への出席状況
10回／10回
- 所有する当社の株式の数
6,600株

候補者
番号

6

あり よし まさ き
有吉 正樹

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 3 月	当社入社
2002年 4 月	当社太平洋セメント上磯事業所長
2010年 3 月	当社上磯廃熱発電建設所長
2014年 4 月	当社泊事業所長
2017年 4 月	当社北海道支店工事部長
2019年 4 月	当社執行役員東北支店長
2020年 6 月	当社取締役上席執行役員東日本統括兼工事本部副本部長（現在）

取締役候補者とした理由

有吉正樹氏は、上記略歴等のとおり、工事部門および支店等において、当社グループの事業活動に関し豊富な経験と高い識見を有しており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



- 生年月日
1952年 9月23日生
- 取締役会への出席状況
14回／14回
- 所有する当社の株式の数
0株

候補者
番号

7

か とう ゆう じ
加藤 祐司

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	弁護士登録
2003年 7 月	加藤祐司法律事務所開設
2012年 6 月	当社社外監査役
2016年 6 月	当社社外監査役退任
2018年 6 月	当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

加藤祐司氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



- 生年月日
1954年9月23日生
- 取締役会への出席状況
10回／10回
- 所有する当社の株式の数
0株

候補者
番 号

8 あさ い さとる
浅井 知

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月 東京芝浦電気(株)（現(株)東芝）入社
2014年 3 月 博士（工学）学位授与
2014年 9 月 (株)東芝退社
2015年 4 月 大阪大学大学院工学研究科マテリアル生産科学専攻教授
2020年 4 月 大阪大学接合科学研究所ダイヘン溶接・接合協働研究所特任教授（現在）
2020年 6 月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

浅井知氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また溶接工学分野の研究者としての長年の経験と知見を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。



- 生年月日
1952年8月4日生
- 所有する当社の株式の数
0株

候補者
番 号

9 わ だ いち ろう
和田 一郎

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 弁護士登録
長島・大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所
2004年 6 月 日本弁護士連合会・労働法制委員会副委員長（現在）
2005年 5 月 牛嶋・寺前・和田法律事務所（現牛嶋・和田・藤津法律事務所）開設
2006年10月 日本司法支援センター・扶助審査委員（現在）
2010年 7 月 公益財団法人三島海雲記念財団理事（現在）
2016年 6 月 当社社外監査役
2020年 6 月 当社社外監査役退任

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

和田一郎氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の経営に独立した立場から反映していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 有吉正樹、浅井知の両氏は2020年6月の就任以降に開催された取締役会の回数を記載しております。
3. 加藤祐司、浅井知、和田一郎の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 加藤祐司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。浅井知氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は現行定款第29条において、「会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。当社は、加藤祐司、浅井知の両氏との間で社外取締役就任時に、当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、和田一郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間でも、当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

第2号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役光富勉、小笠原広己の両氏は任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



● 生年月日
1953年9月22日生

● 所有する当社の株式の数
24,500株

候補者
番号

1

あお き ゆたか
青 木 豊

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年 2 月	当社入社
1999年 8 月	当社名古屋支店技術部長
2007年 6 月	当社執行役員名古屋支店長
2008年 6 月	当社取締役名古屋支店長
2009年 6 月	当社取締役上席執行役員工事本部長
2014年 6 月	当社取締役専務執行役員営業本部長
2019年 7 月	当社取締役専務執行役員営業本部長兼電力事業本部長
2020年 6 月	当社顧問（現在）

監査役候補者とした理由

青木豊氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社全般、主として技術部門および工事部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。



● 生年月日
1956年5月23日生

● 所有する当社の株式の数
500株

候補者
番号

2

やま むら やす のり
山村 康憲

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年 4 月	当社入社
1993年 7 月	当社名古屋支店業務部業務課長
2000年 7 月	当社苫東厚真総合事務所事務長
2003年10月	当社営業本部事務グループ長
2013年 4 月	当社健康保険組合常務理事（在籍出向）
2020年 4 月	当社経理部付（現在）

監査役候補者とした理由

山村康憲氏は、長年にわたり間接部門を経験し、当社全般、主として人事・総務・経理部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、現社外監査役である大村廣氏および山田攝子氏の補欠の社外監査役候補者として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



● 生年月日
1954年1月5日生

● 所有する当社の株式の数
0株

ひ ぐち よし ゆき
樋 口 義 行

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年 5 月	公認会計士登録
2006年 6 月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員
2010年11月	有限責任監査法人トーマツ東京事務所総務担当
2013年11月	有限責任監査法人トーマツ本部総務担当
2019年 6 月	有限責任監査法人トーマツ退所
2019年 7 月	樋口義行公認会計士事務所開設
2019年12月	EPSホールディングス(株)社外監査役（現在）
2021年 3 月	(株)日本マイクロニクス社外取締役（現在）

補欠の社外監査役候補者とした理由

樋口義行氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、また公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は現行定款第38条において、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする」と定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である樋口義行氏との間で社外監査役就任時に、当該責任限定契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。樋口義行氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策として2度に渡る緊急事態宣言が発出されたことによる外出・営業自粛要請の影響により、とくに観光・外食・運輸等の業界において、企業収益の大幅な減少が続いております。直近においても感染者数は増加傾向にあり、依然として先行きは不透明なまま推移しております。

当社グループの主力事業である電力業界におきましては、昨年4月「電力システム改革」が発送電分離の最終段階に入り、新規参入を促す環境が構築されました。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて火力発電所の燃料転換が求められているほか、ゼロエミッション電源の確立に関しては、パフォーマンスベースド検査（安全機能着眼型検査）による原子力の安全性確認に取り組むことで信頼性向上が図られております。

このような事業環境のもと、当社グループは「持続的発展のための企業基盤向上」と「事業環境変化に対応できる収益基盤の確保」を骨子とした「中期経営計画（2020年度～2022年度）」をスタートさせました。2020年3月には新組織として風力エナジープロジェクトを発足し、これまでに培った知見や技術を取り入れた新工法の開発を進め、さらに燃料転換など新規分野における動向調査や受注活動を進めるとともに、既存事業においては、請負体制の強化を図るため効率的な人員配置、施工管理者の育成、新規協力会社の発掘に努めてまいりました。一方、育児短時間勤務の制度拡充や創業来初となる女性施工管理者の海外赴任実現など、多様性を生かした働き方の土壌を構築してまいりました。

その結果、業績につきましては、受注高1,247億4千7百万円(前年同期比0.5%減)、売上高1,277億7千9百万円(前年同期比7.0%増)、うち海外工事は63億4千万円となりました。利益面につきましては、営業利益74億円(前年同期比21.7%減)、経常利益83億2千9百万円(前年同期比13.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益56億1千3百万円(前年同期比9.3%減)となりました。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、2021年2月12日開催の取締役会において、長期安定的な利益還元を基本とする剰余金の配当方針に則り、前期末の普通配当（記念配当20円を除く）から1株当たり10円増配し、普通配当80円と決定いたしました。

なお、部門別の業績は次のとおりとなります。

建設工事部門

受注高は、前年同期に比べ事業用火力発電設備工事が減少したものの、自家用火力発電設備工事および製鉄関連設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、604億1千8百万円(前年同期比14.5%増、構成比48.4%)となりました。

売上高は、前年同期に比べ環境保全設備工事が減少したものの、事業用火力発電設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、575億1千万円(前年同期比13.4%増、構成比45.0%)となり、利益は25億5千5百万円（前年同期比326.0%増）となりました。

補修工事部門

受注高は、前年同期に比べ原子力発電設備工事および自家用火力発電設備工事が増加したものの、事業用火力発電設備工事および製鉄関連設備工事が減少したことにより、部門全体として減少し、643億2千9百万円(前年同期比11.5%減、構成比51.6%)となりました。

売上高は、前年同期に比べ製鉄関連設備工事が減少したものの、原子力発電設備工事が増加したことにより、部門全体として増加し、702億6千8百万円(前年同期比2.2%増、構成比55.0%)となり、利益は製鉄関連設備工事の原価率の悪化などにより、82億2千2百万円（前年同期比26.3%減）となりました。

部門別の受注高、売上高及び繰越高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越高
建設工事	47,831	60,418	57,510	50,739
補修工事	40,490	64,329	70,268	34,550
合 計	88,321	124,747	127,779	85,289
国 内	82,045	122,288	121,439	82,895
海 外	6,275	2,458	6,340	2,393

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 建設工事部門は、火力、原子力発電設備や製鉄関係、環境保全、化学プラント等の設備据え付けや改造工事等と、これらの設備に付帯する電気計装工事、保温、塗装工事他の施工、および各種プラント設備の解体、廃止措置等の事業を行っております。
3. 補修工事部門は、同上の各種プラント設備の定期点検、日常保守、修繕維持等の事業および発電事業を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は総額16億5千9百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、西風新都バイオマス発電所（広島県広島市）設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、16億円の借入金を返済しております。

また、貸出コミットメントライン契約に基づく借入枠は130億円であり、運転資金の調達のため、30億円の借入を実行し、30億円を返済しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は130億円であります。

また、第1回無担保社債のうち、4億円を償還しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じるなかで経済活動への制約が徐々に緩和され景気の持ち直しが期待される一方、国内外の感染拡大による下振れリスクへの注視が引き続き必要となっております。

当社グループの主力事業である電力業界は、「電力システム改革」の進展に伴い、再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けた技術的検討事項の多様化・複雑化など様々な課題に対し引き続き健全な発展に向け努めていくと思われます。

次期連結会計年度においては、当社グループは、昨年4月にスタートした「中期経営計画」の方針に則り、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた事業環境変化に対応すべく、陸上・洋上風力発電組立新工法の開発を進めるほか、燃料転換工事や二酸化炭素回収設備工事等の受注にも積極的に取り組んでまいります。また、プラントのトータルサポート会社としての地位を築くため、建設・補修工事を中核とする当社独自のEPC^(注)事業を確立することにより、100年企業に向けた継続的発展に繋げてまいります。日本の成長戦略に貢献すべく、当社が培ってきた経験・知見を活用しながら新たな事業分野へ進出することにより、企業価値の更なる向上と収益基盤の確保を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) EPC : Engineering (設計)、Procurement (調達)、Construction (建設)

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第78期 (2017年度)	第79期 (2018年度)	第80期 (2019年度)	第81期 (当連結会計年度)
受 注 高	117,051	103,209	125,393	124,747
売 上 高	81,393	101,141	119,459	127,779
経 常 利 益	3,422	4,013	9,580	8,329
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,287	2,795	6,190	5,613
1株当たり当期純利益(円)	122.55	149.13	326.75	295.54
総 資 産	94,770	107,995	127,571	128,757
純 資 産	62,199	63,363	67,623	73,113

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は、第78期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
4. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第79期の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数字で第78期を表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 日 本 機 械 製 作 所	50	100	建設業（発電設備等の機器の据付施工）
豊 楽 興 産 株 式 会 社	10	100	発電設備に付帯するバルブ・継手等の製造販売
TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC.	14百万ペソ	100	発電設備等の施工および鋼構造物の製作（フィリピン）
株 式 会 社 古 田 工 業 所	20	62.5	建設業（発電設備等の溶接施工）
富 士 ア イ テ ッ ク 株 式 会 社	80	45	建設業（発電設備等の保温・保冷および塗装施工）
PT. Taihei Dengyo Indonesia	50,000百万ルピア	85	発電設備等の施工（インドネシア）
☆ 東 京 動 力 株 式 会 社	80	31.3	建設業（発電設備等の機器の据付施工）

(注) ☆印は持分法適用会社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは建設業法により国土交通大臣の許可を受け、火力・原子力発電設備、製鉄関連設備、環境保全設備、化学プラント設備等における据付工事・改造工事・解体工事・定期点検・日常保守・修繕維持ならびにこれらに関連する事業を展開しております。

当社許可番号 ①（特－2）第3967号 許可年月日 2020年4月25日
②（般－2）第3967号 許可年月日 2020年4月25日

(8) 主要な事業所

- ① 当 社
本 社 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
支 店 北海道支店（北海道札幌市）
東 北 支 店（宮城県仙台市）
東 京 支 店（東京都千代田区）
名古屋支店（愛知県名古屋市）
北 陸 支 店（富山県富山市）
若 狭 支 店（福井県敦賀市）
大 阪 支 店（大阪府大阪市）
中 国 支 店（広島県広島市）
九 州 支 店（福岡県北九州市）
- ② 子 会 社
（国 内） 株 式 会 社 日 本 機 械 製 作 所 本社（愛知県名古屋市）
豊 楽 興 産 株 式 会 社 本社（埼玉県久喜市）
株 式 会 社 古 田 工 業 所 本社（埼玉県久喜市）
富 士 ア イ テ ッ ク 株 式 会 社 本社（東京都千代田区）
（海 外） TAIHEI ALLTECH CONSTRUCTION (PHIL.) ,INC. 本社（フィリピン）
PT. Taihei Dengyo Indonesia 本社（インドネシア）
- ③ 関連会社
東 京 動 力 株 式 会 社 本社（神奈川県横浜市）

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	1,774名	27名増	41.2歳	15.0年
女 性	205名	11名増	37.7歳	9.9年
計	1,979名	38名増	40.9歳	14.5年

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,599
株式会社三井住友銀行	2,625
株式会社常陽銀行	160
株式会社千葉銀行	80

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 69,479,500株

(2) 発行済株式の総数 20,341,980株

(3) 株主数 3,026名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
光通信株式会社	1,900	9.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,001	5.24
第一生命保険株式会社	982	5.14
太平電業社員持株会	904	4.73
株式会社 U H P a r t n e r s 2	816	4.27
西華産業株式会社	753	3.95
株式会社三井住友銀行	696	3.64
株式会社三菱UFJ銀行	552	2.89
株式会社東京エネシス	537	2.81
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	537	2.81

(注) 持株比率は、「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当社株式97,076株を除く自己株式（1,243,169株）を控除して計算しております。なお、自己株式は上記大株主から除いております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 8,400株	2名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、「取締役向け業績連動型株式報酬制度」の導入を決議いたしました。本制度については、2020年8月6日の取締役会決議により、当該信託契約の2020年度からの3年間の延長および追加信託の拠出を決定し、当社株式の取得を次のとおり実施しております。

- ①取得株式の総額 108百万円
- ②取得株式数 51,700株
- ③株式の取得方法 自己株式処分による取得

なお、当連結会計年度末において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が所有する当社株式数は97,076株であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	野 尻 穰	
取締役専務執行役員	竹 下 康 司	工事本部長
取締役常務執行役員	鶴 長 徹	技術本部長
取締役上席執行役員	日 下 慎 也	総務管理本部長兼経理部長
取締役上席執行役員	伊 藤 浩 明	営業本部長兼電力事業本部長
取締役上席執行役員	有 吉 正 樹	東日本統括兼工事本部副本部長
取 締 役	水 口 義 久	山梨大学名誉教授
取 締 役	弓 場 法	公認会計士 日置電機株式会社 社外監査役
取 締 役	加 藤 祐 司	弁護士
取 締 役	浅 井 知	大阪大学特任教授
常 勤 監 査 役	光 富 勉	
常 勤 監 査 役	小笠原 広 己	
監 査 役	大 村 廣	公認会計士
監 査 役	山 田 攝 子	弁護士 中野冷機株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役水口義久、弓場法、加藤祐司、浅井知の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、取締役水口義久、弓場法、加藤祐司、浅井知の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 社外取締役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
3. 監査役大村廣、山田攝子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、監査役大村廣、山田攝子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
4. 監査役大村廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役山田攝子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. その他の執行役員は次のとおりであります（2021年4月1日現在）。

地 位	氏 名
執 行 役 員	木本 利宗、大関 克彦、山内 勝則、高橋 秀明、近嵐 弘樹、岡本 真吾、小畑 忠司、油治 誠、内山 勝見、三上 功二、事口 悟、龍野 淳一

(2) 事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 新任取締役及び新任監査役

取締役有吉正樹、浅井知の両氏および監査役山田攝子氏は2020年6月26日開催の第80回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。

② 退任取締役及び退任監査役

取締役青木豊、木本利宗の両氏および監査役和田一郎氏は任期満了により、2020年6月26日に退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の固定報酬と賞与は、役職、経営経験歴、業績等を勘案した基本テーブルと係数により体系的に算定・評価できるようにしております。

中長期業績連動型株式報酬は、当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結売上高と連結営業利益の予想値より算出される連結営業利益率の目標に対する達成度に基づき、毎年、役位に応じて社外取締役を除く取締役に一定のポイントが付与されます。ポイントは、業績を表す営業利益率達成度に計り、累計して取締役退任時に当社株式を交付されることで当社の株価と連動しており、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的とした設計にしております。連結営業利益率を選定した理由は、取締役が果たすべき業績責任をはかる上で、連結営業利益率は最も適切な指標の一つと判断したためであり、より高い連結営業利益率を達成することで、持続的成長と企業価値向上を目指しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会において審議を行い、その決議によって決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2018年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役40百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与除く）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。また、別枠で、取締役（社外取締役を除く）について、2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として、3事業年度を対象として、合計200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名であります。

監査役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第78回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の固定報酬と賞与は、総務担当役員が素案作成し、取締役会で総額を決議後、個々の報酬については代表取締役社長野尻穰に一任し、稟議決裁しております。なお、その内容は、全取締役および監査役が閲覧できることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。また、代表取締役社長に一任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには、最も適しているからであります。

また、社外取締役を含む取締役で構成された諮問委員会を2021年度設立する予定であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬などの種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬等)	中長期業績連動型 株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役	335	197	97	41	12
(うち社外取締役)	(24)	(24)	(一)	(一)	(4)
監査役	42	42	—	—	5
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(一)	(一)	(3)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人員は、取締役10名、監査役4名ですが、上記支給額には2020年6月26日付をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。賞与は、役職、経営経験歴、業績等を勘案した基本テーブルと係数により体系的に算定・評価できるようにしております。
3. 業績連動報酬および非金銭報酬として中長期業績連動型株式報酬を導入しております。
- ＜中長期業績連動型株式報酬の算定方法＞
- 下記の方法に基づき算定の上、1事業年度あたりに取締役に付与するポイント数（株式数）を確定します。原則として、累計したポイント数に相当する株式数が取締役の退任時に交付されます。
- ＜ポイント計算＞
- 毎年3月31日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）のポイント計算を、同日時点で制度対象者として存在する者を対象者として行い、同年6月1日に当該ポイントを当該制度対象者に付与するものとします。なお、制度対象者が毎年4月1日から同年5月31日までの間に、海外赴任する場合にあっては海外赴任が決定する日に、直前の評価対象事業年度に係るポイントを当該制度対象者に付与するものとします。付与ポイントの算定にあたっては、次の算定式に従うものとします。
- 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数
- なお、取締役に付与される年間付与ポイントの総数の上限は2017年6月29日開催の第77回定時株主総会において81,000ポイントとして決議いただいております。基本ポイントの適用にあたっては、評価事業対象年度3月31日時点の取締役の役位に基づくものとします。
- (業績連動係数)
- 付与ポイントの算定に用いる業績連動係数は、毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結売上高と連結営業利益の予想値より算出される連結営業利益率を目標として、目標達成度に基づき、決定します。
- 連結営業利益率の目標達成率（％）＝（連結営業利益率の実績値÷連結営業利益率の目標値）×100（小数点第1位を四捨五入）
- なお、当事業年度における連結営業利益率の目標値は5.4％であり、実績値は5.8％であるため、連結営業利益率の目標達成率は107.0％となります。

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	水 口 義 久	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に機械工学分野の研究者としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取 締 役	弓 場 法	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取 締 役	加 藤 祐 司	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取 締 役	浅 井 知	昨年就任以来当事業年度中に開催された取締役会10回全てに出席し、主に溶接工学分野の研究者としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	大 村 廣	当事業年度開催の取締役会14回全てに、また、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	山 田 攝 子	昨年就任以来当事業年度中に開催された取締役会10回全てに、また、監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 43百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」に基づき、取締役、監査役および使用人はこれを日常の指針とし遵守する。
- ② 法令遵守、経営の健全性維持の観点から顧問弁護士と適宜情報交換を行い、法律問題全般に対して助言・指導を受ける。
- ③ 社長室経営企画課が、業務活動全般について、会社方針・事業計画に基づき、業務が適正に執行されているか内部監査を実施し、業務改善に向け助言・勧告をする。
- ④ 内部通報制度として、「ヘルプライン運営規程」に基づき、法令・定款上疑義のある行為またはそのおそれのある行為が行われていることを知ったときは、相談できる体制を敷く。
- ⑤ 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するとともに反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書については、「文書管理規程」および「稟議規程」に従い、適切に保存管理し、これらを取締役、監査役が常時閲覧可能な状態にする。
- ② 情報については、「情報管理規程」に基づき、適正に利用・活用するとともに、セキュリティ体制を確立する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメントシステムの構築・維持のため、「経営リスクマネジメント規程」が、有効に機能し活用されるよう継続的改善を図る。
- ② 経営リスクが生じた場合に備え、「リスク管理規程」、「危機管理パンフレット」等に基づき、経営リスクに対する予防ならびに発生時の迅速な対応ならびに体制を敷く。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月、定時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、決定を行う。
- ② 業務執行の効率的実施を補完強化する体制として、執行役員会、経営会議ならびに予算会議を定期的に開催し、都度、会社の重要課題について、意見・情報交換を行う。
- ③ 執行役員制度によって、経営の意思決定と業務執行を分離し、迅速かつ的確な意思決定と業務執行体制の強化を図る。
- ④ 「組織規程」、「執行役員規程」に従って、職務権限、業務分掌を明確化し、職務執行の効率性を高める。

(5) 当社及びグループ会社（子会社・関連会社）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社における共通の行動指針とするほか、「グループ会社管理規程」に基づき、業務の適法性、企業倫理性および財務報告の信頼性を確保する。
- ② 定期的な業務報告を行うことで、当社とグループ会社との情報交換・共有を深め、連携体制の強化を図る。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づいて、グループ会社の営業成績、財務状況等については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、グループ会社の取締役から、当社取締役への報告を義務づける。
- ④ 当社は、年に一回、当社およびグループ会社の取締役が出席するグループ会社連絡会を開催し、グループ会社に対し当該連絡会における報告を義務づける。
- ⑤ 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ⑥ 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（BCP）」を策定し、当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知する。
- ⑦ 当社は、「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を当社およびグループ会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社は、「内部監査規程」、「グループ会社管理規程」および「監査役監査基準」に基づき、グループ会社に対する年一回の内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社の規模等を勘案し、原則、管理部門の使用人が監査役職務を補助する監査役スタッフを兼務する。ただし、監査役会から専任のスタッフを求められた場合は、監査役会の意向を尊重し検討する。
- ② 監査役スタッフが監査役の補助職務を担う場合は、取締役等からの独立性を確保するとともに、監査役の指揮命令に従わなければならない。監査役スタッフの任命、人事異動等の決定については監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす事項について速やかに監査役または監査役会に対して報告するものとし、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、経営会議等の重要会議に出席することができる。
- ③ 「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の取締役、監査役および使用人から報告を受けた者は直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
- ④ 「ヘルプライン運営規程」に、グループ会社の取締役、監査役および使用人が当社の監査役に対して直接通報をしたこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役、会計監査人との意見交換、グループ会社からの報告聴取など監査役が必要とする情報収集ならびに効率的な監査ができるように協力する。
- ② 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

(1) 内部統制システム全般

社長室経営企画課が「内部監査規程」ならびに年度監査計画に基づいて、当社およびグループ会社の業務活動全般が会社方針や事業計画に沿って、適正かつ適法に業務執行されているか内部監査を実施し、必要により業務改善に向けた助言・勧告を行うとともに、監査結果は都度、社長・監査役会へ報告を行っております。2020年度は、当社グループにおいて5箇所の監査を実施しております。また、経理部が主体となって監査役、社長室経営企画課、業務部、調達部と連携し、内部統制システムが正常に機能しているか継続的に監視・評価・是正するためモニタリングを実施し、会計監査人へ報告を行っております。2020年度は、当社グループにおいて7箇所のモニタリングを実施しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① 「企業行動憲章」、「倫理行動規準」を社員必携の「社員手帳」や社内ポスターに掲載し、周知徹底を図っております。
- ② 社長を委員長とする法令遵守委員会を毎月1回開催し、関連法令についての理解を深めるとともに、関連法令に関する重要事項について審議、検討を行っております。また、社長室経営企画課および分掌箇所が計画に基づき事業所をはじめ各現場をパトロールし、コンプライアンス上の観点から業務執行に不備や不具合がないか確認し、その推進に努めております。
- ③ 内部通報制度の窓口（ヘルプライン）に寄せられた相談については、「ヘルプライン運営規程」に基づき、適切な対応を実施しております。

(3) グループ会社の経営管理

「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社から毎月定期報告を受けているほか、年1回グループ会社連絡会を開催し、事業活動の状況報告やグループにおける課題について検討するなど、グループ間の円滑な意思の疎通を図りつつ、業務の効率化と情報共有に努めております。

(4) 取締役の職務執行

- ① 「取締役会」を14回、「執行役員会」を8回それぞれ開催し、各取締役は担当分野について業務執行状況を報告しております。
- ② 取締役会規則に定める上程基準に則って、議案を絞って付議し、「取締役会」の実効性を高めております。
- ③ 全取締役、全監査役が取締役会の実効性を「構成と運営」、「経営戦略と事業戦略」、「企業倫理とリスク管理」、「業績モニタリングと経営陣の評価・報酬」、「機関投資家等との対話」の各項目についてそれぞれ評価したものを第三者機関がとりまとめ、「取締役会」が適切に機能しているか分析・検証しております。

(5) リスク管理体制

- ① 個別のリスクについては、社内の担当部署が規程や要領に基づき、適宜適切に対応しております。
- ② 全社的なリスク管理については、事業環境に照らし、リスクを洗い出し、その基本的な対応をまとめた「危機管理パンフレット」、「危機行動従業員のポケットマニュアル」、「危機行動チェックリスト」を策定し、全社に水平展開しております。
- ③ 事業を取り巻く各種リスクに的確に対応できるよう、機能・権限の見直し、支店機能の拡充、専門部署の創設、適切な人員配置などにより組織力の強化を図っております。
- ④ 情報セキュリティについては、「情報管理規程」や「情報管理基本ルール」を制定し、その徹底のため、eラーニングによる社員教育を実施しております。情報機器は、情報システム部門が統括して導入して管理し、情報漏洩リスクの低減を図っております。また、サイバーセキュリティ対策については、監視システムを構築して常時安全な状態を確保しております。2020年度は当社グループにおいて5箇所のITセキュリティ内部監査を行ってIT統制の評価を行い、適切な整備と運用が行われているか検証しております。

(6) 監査役の職務執行

- ① 監査役は、「取締役会」のほか「予算会議」、「経営会議」、「法令遵守委員会」等の社内の重要な会議に出席し、内部統制システムの運用状況や取締役の職務執行について監視、検証をしております。
- ② 監査役と会計監査人との間で定期および随時に報告、協議が行われているほか、監査役と社外取締役との間で定期および随時に意見・情報を交換する場を設け、監査の実効性を高めております。
- ③ 管理部門の使用人を、監査役職務を補助する監査役スタッフとして任命（兼職）し、監査役の職務執行が円滑に遂行できる体制にしております。2020年度は、経理部および総務部から監査役補助使用人をそれぞれ任命（兼職）し、監査役から指示された職務を執行しております。
- ④ 監査役は、「監査役監査基準」、「グループ会社管理規程」に基づき、当社およびグループ会社から定期および随時に報告を受け監視、検証しております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化ならびに堅固な財務体質の構築を目指すとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策として位置づけております。剰余金の配当に関しましては、長期的な視野に立ち、安定的かつ継続的な配当を行っていくことを基本方針とし、各決算期の業績や配当性向、純資産配当率、経営環境等を総合的に判断し決定いたします。

内部留保につきましては、将来の営業範囲の拡大・事業展開に向けた研究開発および建設用機械設備等、企業の成長に必要な資金需要に備えつつ、余剰資金につきましては、各種リスクと収益のバランスを勘案し効率的な運用を検討しながら、株主価値向上に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、前事業年度普通配当70円（記念配当20円を除く）に対し10円増配し、1株当たり80円の普通配当を実施いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	94,508
現金 預 金	31,151
受取手形・完成工事未収入金	40,058
電 子 記 録 債 権	6,480
未 成 工 事 支 出 金	16,002
材 料 貯 蔵 品	65
そ の 他	754
貸 倒 引 当 金	△ 3
固 定 資 産	34,248
有 形 固 定 資 産	20,466
建 物 ・ 構 築 物	7,974
機 械 ・ 運 搬 具	4,158
工 具 器 具 ・ 備 品	261
土 地	7,610
リ ー ス 資 産	146
建 設 仮 勘 定	314
無 形 固 定 資 産	420
借 地 権	37
リ ー ス 資 産	74
の れ ん	48
そ の 他	258
投 資 そ の 他 の 資 産	13,362
投 資 有 価 証 券	9,427
事 業 保 険 料	1,233
繰 延 税 金 資 産	1,081
賃 貸 不 動 産	996
長 期 性 預 金	271
そ の 他	564
貸 倒 引 当 金	△ 213
資 産 合 計	128,757

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	40,487
支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	10,485
電 子 記 録 債 務	11,336
一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	4,400
一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,685
リ ー ス 債 務	95
未 払 金	3,810
未 払 法 人 税 等	1,561
未 成 工 事 受 入 金	4,088
賞 与 引 当 金	967
役 員 賞 与 引 当 金	124
完 成 工 事 補 償 引 当 金	152
工 事 損 失 引 当 金	229
設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	450
そ の 他	1,100
固 定 負 債	15,156
社 債	5,000
長 期 借 入 金	5,778
リ ー ス 債 務	125
退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,939
役 員 株 式 給 付 引 当 金	109
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	104
そ の 他	99
負 債 合 計	55,643
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	70,385
資 本 金	4,000
資 本 剰 余 金	4,917
利 益 剰 余 金	63,624
自 己 株 式	△ 2,156
その他の包括利益累計額	1,550
その他有価証券評価差額金	2,476
為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 225
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 700
非 支 配 株 主 持 分	1,176
純 資 産 合 計	73,113
負 債 純 資 産 合 計	128,757

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		127,779
売 上 原 価		111,869
売 上 総 利 益		15,910
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,510
営 業 利 益		7,400
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	212	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	112	
固 定 資 産 賃 貸 料	212	
保 険 配 当 金	11	
為 替 差 益	243	
そ の 他 営 業 外 収 益	386	
そ の 他	19	1,197
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	146	
そ の 他	87	268
経 常 利 益		8,329
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	461	461
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26	
そ の 他	3	30
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,760
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,891	
法 人 税 等 調 整 額	△ 39	2,851
当 期 純 利 益		5,908
非支配株主に帰属する当期純利益		295
親会社株主に帰属する当期純利益		5,613

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020 年 4 月 1 日 残 高	4,000	4,888	59,845	△ 2,162	66,572
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,714		△ 1,714
親会社株主に帰属する当期純利益			5,613		5,613
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		29		6	35
連 結 範 囲 の 変 動			△ 121		△ 121
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	29	3,778	5	3,813
2021 年 3 月 31 日 残 高	4,000	4,917	63,624	△ 2,156	70,385

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
2020 年 4 月 1 日 残 高	1,144	△ 155	△ 766	222	828	67,623
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 1,714
親会社株主に帰属する当期純利益						5,613
自 己 株 式 の 取 得						△ 0
自 己 株 式 の 処 分						35
連 結 範 囲 の 変 動						△ 121
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連結会計年度中の変動額 (純額)	1,332	△ 69	65	1,328	348	1,676
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,332	△ 69	65	1,328	348	5,490
2021 年 3 月 31 日 残 高	2,476	△ 225	△ 700	1,550	1,176	73,113

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	90,302
現金預金	29,110
受取手形	35
電子記録債権	6,426
完成工事未収入金	38,733
未成工事支出金	15,194
材料貯蔵品	46
前払費用	212
未収収益	6
その他	537
固定資産	33,720
有形固定資産	18,875
建物・構築物	7,807
機械・運搬具	4,006
工具器具・備品	229
土地	6,400
リース資産	139
建設仮勘定	291
無形固定資産	353
借地権	37
リース資産	74
ソフトウェア	150
その他	90
投資その他の資産	14,491
投資有価証券	8,335
関係会社株式	2,050
長期貸付金	1,204
事業保険料	1,092
繰延税金資産	718
貸付不動産	995
長期性預金	221
その他	320
貸倒引当金	△ 447
資産合計	124,022

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	39,399
支払手形	262
子記簿債権	11,730
工事未払金	9,645
一年内償還予定の社債	4,400
一年内返済予定の長期借入金	1,658
リース負債	91
未払金	1,145
未払費用	719
未払法人税等	1,367
未払消費税	2,507
未成工事受入金	3,773
預り引当金	183
賞与引当金	863
役員賞与引当金	97
完成工事補償引当金	151
工事損失引当金	229
設備関係電子記録債権	450
その他	124
固定負債	13,890
社長期借入金	5,000
リース負債	5,731
退職給付引当金	122
長期預り保証金	2,841
員株式給付引当金	70
その他	109
負債合計	53,289
(純資産の部)	
株主資本	68,260
資本	4,000
資本剰余金	4,917
資本剰余金	4,645
資本剰余金	271
利益剰余金	61,496
利益剰余金	908
利益剰余金	60,588
別途積立金	30,380
繰越利益剰余金	30,208
自己株式	△ 2,154
評価・換算差額等	2,472
その他有価証券評価差額金	2,472
純資産合計	70,733
負債純資産合計	124,022

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		122,106
売 上 原 価		107,381
売 上 総 利 益		14,724
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,906
営 業 利 益		6,818
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	230	
固 定 資 産 賃 貸 料	161	
補 助 金 収 入	200	
為 替 差 益	214	
そ の 他	221	1,027
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	97	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	36	
そ の 他	103	271
経 常 利 益		7,573
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	459	459
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3	30
税 引 前 当 期 純 利 益		8,003
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,625	
法 人 税 等 調 整 額	△ 15	2,609
当 期 純 利 益		5,394

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計
2020 年 4 月 1 日 残 高	4,000	4,645	242	4,888	908	30,380	26,528	57,816
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△ 1,714	△ 1,714
当 期 純 利 益							5,394	5,394
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			29	29				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	29	29	-	-	3,680	3,680
2021 年 3 月 31 日 残 高	4,000	4,645	271	4,917	908	30,380	30,208	61,496

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
2020 年 4 月 1 日 残 高	△ 2,160	64,545	1,159	1,159	65,704
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 1,714			△ 1,714
当 期 純 利 益		5,394			5,394
自 己 株 式 の 取 得	△ 0	△ 0			△ 0
自 己 株 式 の 処 分	6	35			35
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			1,313	1,313	1,313
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	5	3,715	1,313	1,313	5,028
2021 年 3 月 31 日 残 高	△ 2,154	68,260	2,472	2,472	70,733

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社
取締役会 御中

2021年5月18日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 木 智 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平電業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平電業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

太平電業株式会社
取締役会 御中

2021年5月18日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 木 智 博 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 柳 下 敏 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平電業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、インターネット等を経由した手段も活用しながら情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びそのグループ会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

太平電業株式会社	監査役会
常 勤 監 査 役	光 富 勉 ㊞
常 勤 監 査 役	小笠原 広 己 ㊞
社 外 監 査 役	大 村 廣 ㊞
社 外 監 査 役	山 田 攝 子 ㊞

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月28日（月曜日）の午後4時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行役していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、「2. (1) パソコン、携帯電話による方法」にて議決権行使を行って下さい。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

MEMO

M E M O

MEMO

第81回定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田錦町三丁目28番地
学士会館 202号室

電話

(03) 3292-5936

会場周辺図



下車駅

都営三田線
都営新宿線
東京メトロ半蔵門線
「神保町駅」より
徒歩約1分
(A9出口から)

東京メトロ東西線
「竹橋駅」より
徒歩5分
(3a出口から)

 太平電業株式会社

UD
FONT



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

環境保全のため、FSC® 認証紙と植物油インキを使用して印刷
しています。